

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画について（概要）（令和元年12月23日文科科学大臣決定）



1. 趣旨等 / 2. 計画期間

- 我が国の貴重な国民的財産である文化財を確実に次世代に継承するため、総合的・計画的な防火対策を重点的に進める計画を策定。
- 計画期間：令和2～6年度までの5か年（令和元年度に一部前倒しして実施する場合を含む。）

3. 基本的な考え方

- (1) 国宝・重要文化財（建造物） / 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策に係る基本的な考え方
防火対策ガイドラインに基づく点検結果を踏まえ、各文化財の特性、管理体制、防火に係る専門的見地からの意見等を総合的に勘案して検討・実施。対策の進捗状況を適時確認。

<留意事項>

- ① 防火対策ガイドラインに基づく点検の結果必要とされた防火設備は整備
- ② 実地調査等により毀損や不具合が確認された防火設備は整備
- ③ 火災の早期覚知、初期消火対策、管理体制に応じた夜間などの対応を検討
- ④ 来訪者の人的安全性確保の観点からも検討
- ⑤ 敷地外も含めた整備が必要である場合、関係機関等と連携・協議
- ⑥ 文化財の特性等を踏まえた適切な防火設備であるか検討
- ⑦ 防火設備の厳選、効果的・効率的な整備手法導入により、コスト縮減
- ⑧ 日常的な火気管理、各種訓練の実施等、ソフト面でも取組推進

- (2) 史跡等に所在する建造物の防火対策に係る基本的な考え方（⇒ (1)の国宝・重要文化財（建造物）に準じる。）

4. 重点整備対象・重点整備内容・重点取組内容

(1) 重点整備対象	(2) 重点整備内容（ハード面）	(3) 重点取組内容（ソフト面）
世界遺産又は国宝（建造物）	① 毀損・不具合がある防火設備の整備等 ② 早期覚知のための警報設備等の充実 ③ 初期消火対策の徹底（スプリンクラー設備等の自動消火設備等） ④ 周囲からの延焼防止対策の充実（放水銃、ドレンチャー設備等） ⑤ 管理体制に応じた防火設備の整備等（易操作性の消火栓設備等）	防災計画の策定や設備の定期点検、当該設備等を用いた訓練、自主防災組織や近隣の人々との連携のもとでの定期的な防災訓練の実施等
国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等（老朽化・不具合等が確認されたもの）	① 毀損・不具合がある防火設備の整備等 ② 早期覚知のための警報設備等の充実 ③ 初期消火対策や延焼防止対策の充実 ④ 文化財の特性に応じた防火設備の整備 ⑤ 管理体制に応じた防火設備の整備等	防災計画の策定や設備の定期点検、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等

5. 所有者等や地方公共団体に期待する役割

- (1) 所有者等 防火対策ガイドラインの活用、日常的な火気管理、出火防止策の徹底、防火設備の整備、各種防火訓練、適切な保守点検や維持管理 等
- (2) 地方公共団体 国、所有者等との連携の下、各地域における総合的かつ計画的な防火対策を策定するなど、各地域の実情を踏まえた積極的な関与（文化財等に関する専門的知見の活用、随伴補助の実施や寄付等による民間資金の確保、効果的・効率的な整備手法の導入についての助言等）